

駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)要綱県案

平成23年6月

沖縄県

駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)要綱県案

第一章 総則

- 第一 法律の目的
- 第二 基本理念
- 第三 国の責務
- 第四 地方公共団体の責務
- 第五 駐留軍用地所有者等の協力
- 第六 定義

第二章 駐留軍用地の返還に伴う措置

- 第七 駐留軍用地の返還についての見通しの通知
- 第八 返還実施計画
- 第九 駐留軍用地を引き渡す場合の措置
- 第十 原状回復に係る期間の損失の補償
- 第十一 納付金の支給
- 第十二 納付金の額

第三章 基地立入調査及び総合整備計画

- 第十三 基地立入調査及び測量
- 第十四 市町村総合整備計画
- 第十五 県総合整備計画
- 第十六 総合整備計画と他の計画との関係
- 第十七 都市計画法等による処分についての配慮
- 第十八 駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置

第四章 中南部都市圏広域跡地(仮称)の指定等

- 第十九 中南部都市圏広域跡地(仮称)の指定
- 第二十 国の取組方針の策定
- 第二十一 事業実施主体の行う業務

第五章 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

- 第一節 公共公益施設用地の先行取得等
 - 第二十二 公共公益施設用地の先行取得に対する財政上の措置
 - 第二十三 国による公共公益施設用地の先行取得
 - 第二十四 土地の譲渡にかかる所得税の軽減等
 - 第二十五 法制上の措置等
- 第二節 駐留軍用地跡地等の基盤整備事業等の推進
 - 第二十六 基盤整備事業に係る財政上の措置
 - 第二十七 公共公益施設整備に係る財政上の措置
- 第三節 国有財産の活用
 - 第二十八 国有財産の活用に係る特別の措置
 - 第二十九 沖縄県駐留軍用地跡地財産審議会の設置
- 第四節 跡地振興拠点地区(仮称)
 - 第三十 跡地振興拠点地区(仮称)の指定等
 - 三十一 法制上の措置等
- 第五節 環境保全及び景観形成等に関する施策の推進等
 - 第三十二 施策の推進
 - 第三十三 行財政上の措置等

第六章 跡地対策協議会(仮称)等

- 第三十四 跡地対策協議会(仮称)の設置
- 第三十五 跡地関係市町村連絡調整会議(仮称)の設置

第七章 雜則

- 第三十六 自衛隊施設用地への準用
- 第三十七 関係法令の改正
- 第三十八 政令への委任

附 則

第一章 総則

第一 法律の目的

この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の均衡ある発展並びに潤いのある豊かな生活環境の創造、住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第二 基本理念

- 一 駐留軍用地として長期間提供されてきた基地跡地の適切な利用は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づく基地提供義務と対をなす国の責務であり、国の責任において、跡地利用を適切に進めなければならない。
- 二 駐留軍用地跡地の利用においては、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の自立的発展につながるものでなければならない。

第三 国の責務

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第四 地方公共団体の責務

沖縄県及び跡地関係市町村は、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるものとする。

第五 駐留軍用地所有者等の協力

駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。以下、「所有者等」という。）は、国、沖縄県又は跡地関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十四の市町村総合整備計画及び第十五の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用できるよう努めるものとする。

第六 定義

(駐留軍用地)

- 一 沖縄県の区域内において、駐留軍（日米安保条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

(駐留軍用地跡地)

- 二 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。

(返還予定駐留軍用地)

- 三 日米安全保障協議委員会（日米安保条約第四条に基づく日米安全保障協議委員会をいう。以下同じ。）、沖縄に関する特別行動委員会（日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄に関する特別行動委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地及び合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地をいう。

(跡地関係市町村)

- 四 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

第二章 駐留軍用地の返還に伴う措置

第七 駐留軍用地の返還についての見通しの通知

国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を沖縄県及び跡地関係市町村並びに所有者等に通知するものとする。

第八 返還実施計画

一 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

二 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 返還に係る区域
- 2 返還の予定時期
- 3 駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要
- 4 駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の除却をする場合に当該除却に要すると見込まれる期間
- 5 返還に係る区域全域における次に掲げる事項についての調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - (一) 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下この号において同じ。）その他政令で定める物質による土壤汚染の状況
 - (二) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質、ダイオキシン類その他政令で定める物質による水質の汚濁の状況
 - (三) 不発弾その他の火薬類の有無
 - (四) その他廃棄物の処理の状況

三 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

四 跡地関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。

五 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等においては意見を聴かれた日から三十日以内に、跡地関係市町村の長においては意見を聴かれた日から六十日

以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

六 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び跡地関係市町村の長に通知するものとする。

七 国は、返還実施計画に基づく第二項第5号の調査を実施したときは、その結果及び方針に基づいて講ずる措置の内容について、遅滞なく、沖縄県知事及び跡地関係市町村の長に通知するものとする。

八 沖縄県知事及び跡地関係市町村の長は、前項の通知について意見を申し出ることができるものとする。

九 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。

第九 駐留軍用地を引き渡す場合の措置

国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を引き渡す場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第十 原状回復に係る期間の損失の補償

一 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、所有者等に対し、当該返還を受けた日（以下「返還日」という。）から所有者等に当該土地を引き渡すまでの間、返還実施計画に基づく措置等により当該土地を使用できることによる損失を補償するものとする。

二 前項の損失補償の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときには、同法第十四の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金。以下、「賃借料」という。）の一日当たりの額に、返還日の翌日から引渡日の前日までの日数を乗じて得た額とする。

第十一 納付金の支給

一 国は、アメリカ合衆国からの駐留軍用地（国有地を除く。）の返還後に所有者等が土地の引き渡しを受けた場合において、所有者等が引き続き

当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該引き渡しを受けた日（以下この条において「引渡日」という。）から、3年を超えない期間内で、給付金を支払うものとする。

二 国は、総合整備計画に位置づけられた土地区画整理事業及び土地改良事業その他政令で定める事業を実施することとされた駐留軍用地跡地については、当該跡地の計画的な開発整備に長期間を要することに伴う所有者等の経済的負担の軽減を図るため、引渡日から三年を超え、当該土地を使用せず、収益しておらず、又は処分していないときは、前項の規定に関わらず、当該公共事業が終了するまでの期間のうち、当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間、給付金を支給するものとする。

第十二 納付金の額

納付金の額は、賃借料の一日当たりの額に、第十一の規定により定めた期間の日数を乗じて得た額とする。

第三章 基地立入調査及び総合整備計画

第十三 基地立入調査及び測量

- 一 沖縄県知事又は跡地関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため、返還予定駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。
- 二 国は、前項のあっせんの申請があった場合は、当該駐留軍用地に県知事、跡地関係市町村の長がみずから立入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることが出来るよう所要の措置を講ずるものとする。

第十四 市町村総合整備計画

- 一 跡地関係市町村の長は、返還予定駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。第十五において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。
- 二 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項
 - 2 交通通信体系の整備に関する事項
 - 3 生活環境の整備に関する事項
 - 4 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
 - 5 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 6 良好な景観形成に関する事項
 - 7 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項
- 三 跡地関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならぬ。
- 四 跡地関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。
- 五 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

六 市町村総合整備計画は、必要に応じて見直しをすることとし、変更する場合においては、前三項の規定を準用する。

第十五 県総合整備計画

一 沖縄県知事は、返還予定駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、第十四第二項各号に掲げる事項の他、次に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

- 1 第十九で定める中南部都市圏広域跡地（仮称）に関する事項
- 2 第二十で定める国の取組方針に関する事項
- 3 第三十で定める跡地振興拠点地区（仮称）に関する事項

二 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、跡地関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。

三 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

四 県総合整備計画は、必要に応じて見直しをすることとし、変更する場合においては、前二項の規定を準用する。

第十六 総合整備計画と他の計画との関係

総合整備計画は、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指して沖縄県が策定する新たな計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画等に適合するように定められなければならない。

第十七 都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、返還予定駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第十八 駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置

国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四章 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定等

第十九 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定

- 一 内閣総理大臣は、沖縄本島中南部都市圏（うるま市、読谷村以南の都市計画法に基づく都市計画区域をいう。）に位置し、広域的な観点から一体的な市街地の計画的な開発整備を行う必要がある返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地を中南部都市圏広域跡地（仮称）（以下「広域跡地」という。）として指定するものとする。
- 二 内閣総理大臣は、前項の広域跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、跡地対策協議会（仮称）及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 三 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 四 沖縄県知事は、内閣総理大臣に対し、県総合整備計画を踏まえ広域跡地指定の申し出をすることができる。
- 五 内閣総理大臣は、前項の申し出があった場合は、広域跡地指定の手続きを行うものとする。
- 六 内閣総理大臣は、広域跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 七 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した広域跡地の区域を変更するものとする。
- 八 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による広域跡地の区域の変更について準用する。

第二十 国の取組方針の策定

- 一 内閣総理大臣は、第十九第一項の規定により広域跡地を指定したときは、当該広域跡地において国が取り組むべき方針（以下、「国の取組方針」という。）を県総合整備計画を踏まえて定めなければならない。
- 二 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 広域跡地の整備の方針に関する事項

- 2 広域跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
- 3 跡地整備に必要な用地の確保及び事業手法に関する事項
- 4 重点的に推進すべき公共施設及び公共交通の整備に関する事項
- 5 跡地振興拠点地区(仮称)に関する事項
- 6 高次都市機能の導入に関する事項
- 7 自然環境の保全及び回復に関する事項
- 8 良好的な景観形成に関する事項
- 9 その他広域跡地の整備に関し必要な事項

三 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

四 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

五 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

六 内閣総理大臣は、広域跡地の区域の変更その他の情勢の推移により必要が生じた時は、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

七 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

第二十一 事業実施主体の行う業務

- 一 国は、国の取組方針に基づく広域跡地の事業実施主体（以下、「広域跡地事業実施主体」という。）を確立し、広域跡地事業実施主体は、返還前の早い段階から業務を実施しなければならない。
- 二 広域跡地事業実施主体は、次に定める業務を実施するものとする。
 - 1 第二十三で定める公共公益施設用地先行取得
 - 2 第八第二項で定める土壤汚染、不発弾等に係る原状回復措置
 - 3 埋蔵文化財に関する調査
 - 4 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び沖縄県環境影響評価条例(平成十二年沖縄県条例第七十七号)に基づく環境影響評価手続き
 - 5 第十一で定める所有者等への給付金

- 6 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
- 7 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業
- 8 幹線道路整備
- 9 公園整備及び緑地保全
- 10 上下水道整備及び既存電力施設の移設
- 11 跡地振興拠点地区(仮称)
- 12 その他必要となる業務

三 広域跡地事業実施主体が行う業務については、国が全額負担するものとする。

四 広域跡地事業実施主体は、第二項の業務を行うときは、第三十五で規定する跡地関係市町村連絡調整会議(仮称)と協議の上実施するものとする。

五 跡地関係市町村は、第一項の規定にかかわらず、県総合整備計画に位置づけることにより自らその業務を実施することができるものとする。

六 国は、前項の規定により跡地関係市町村が実施する業務に要する費用を全額負担するものとする。

第五章 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

第一節 公共公益施設用地の先行取得等

第二十二 公共公益施設用地の先行取得に対する財政上の措置

国は、返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地において、沖縄県及び跡地関係市町村が総合整備計画に基づく公共公益施設用地を計画的に確保するために要する経費について、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

第二十三 国による公共公益施設用地の先行取得

国は、広域跡地における利用の促進を図るために返還前の早い段階から、次に掲げる事業用地を先行取得するものとする。

- 1 重点的に推進すべき公共施設及び公共交通に関する事業用地
- 2 跡地振興拠点地区（仮称）に関する事業用地
- 3 高次都市機能に関する事業用地
- 4 自然環境の保全及び回復に関する事業用地
- 5 その他必要な事業用地

第二十四 土地の譲渡に係る所得税の軽減等

一 国は、返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地に所在する土地（当該土地の上に存する権利を含む。）を有する者が、当該土地を公共用又は公益の用に供する事業のため国、県、市町村及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条に規定する土地開発公社をいう）に譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を租税特別措置法第三十三条の四（5,000万円控除）を適用するものとする。

二 前項の規定は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業者をいう）の施設の維持のために譲渡した場合について、準用する。

第二十五 法制上の措置等

国は、駐留軍用地跡地整備の円滑な実施を図るため、公共公益施設用地の確保や先行取得用地の集約その他必要な事項について、法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二節 駐留軍用地跡地等の基盤整備事業等の推進

第二十六 基盤整備事業に係る財政上の措置

一 沖縄県及び跡地関係市町村が総合整備計画に基づき実施する駐留軍用地跡地及び駐留軍用地跡地周辺の基盤整備事業の整備に要する費用については、国が全額負担する。

二 前項に掲げる駐留軍用地跡地の基盤整備事業は次の事業とする。

- 1 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による地区画整理事業
- 2 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業
- 3 道路の整備に関する事業
- 4 公園整備及び緑地保全に関する事業
- 5 水道、下水道、廃棄物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事業
- 6 その他必要な事業

三 第一項に掲げる駐留軍用地跡地周辺の基盤整備事業は次の事業とする。

- 1 幹線道路の整備
- 2 駐留軍用地跡地と既成市街地を連結する生活道路の整備
- 3 駐留軍用地跡地と隣接する既成市街地における地区画整理事業
- 4 基地の接收により生み出された密集市街地を解消するための基盤整備事業及び用地取得事業
- 5 その他必要な事業

第二十七 公共公益施設整備に係る財政上の措置

国は、沖縄県及び跡地関係市町村の学校等公共公益施設整備のために必要とする費用については、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 国有財産の活用

第二十八 国有財産の活用に係る特別の措置

- 一 国は、関係地方公共団体その他公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業の用に供するため必要があるときは、駐留軍用地跡地の区域内において有する土地、施設その他の財産（以下、「駐留軍用地跡地財産」という。）を国有財産法第二十八条に規定する制限にかかわらず、関係地方公共団体等に対して譲与又は無償貸付するものとする。
- 二 前項に定めるほか、国は、駐留軍用地跡地財産を総合整備計画の実現に寄与するように有効適切に処理するものとする。
- 三 国は、駐留軍用地跡地の区域内において、第二十三第2号に規定する跡地振興拠点地区（仮称）に関する事業用地及びその他公共の利益となる事業に供するため取得した土地については、関係地方公共団体等の申出により譲与又は無償貸付けするものとする。

第二十九 沖縄県駐留軍用地跡地財産審議会の設置

第二十八に規定する駐留軍用地跡地財産の処理及び譲与に関し、その相手方、財産の範囲その他の重要事項について、調査審議するため、沖縄県駐留軍用地跡地財産審議会を置くものとする。

第四節 跡地振興拠点地区（仮称）

第三十 跡地振興拠点地区（仮称）の指定等

- 一 内閣総理大臣は、跡地利用の促進と産業振興による沖縄の自立的発展を促す観点から広域跡地において、跡地振興拠点地区（仮称）（以下、「振興拠点地区」という。）を指定するものとする。
- 二 振興拠点地区の指定においては、位置及び面積その他必要な事項を定めるものとする。
- 三 内閣総理大臣は、第一項の規定による振興拠点地区を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、跡地対策協議会（仮称）及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 四 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の意見を聴かなければならぬ。
- 五 沖縄県知事は、県総合整備計画に基づき、振興拠点地区及び高次都市機能の導入について国に申し出ることができる。
- 六 内閣総理大臣は、前項の申し出があった場合は、振興拠点地区の指定の手続きを行うものとする。
- 七 内閣総理大臣は、振興拠点地区を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 八 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した振興拠点地区の区域を変更するものとする。
- 九 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による振興拠点地区の区域の変更について準用する。

第三十一 法制上の措置等

国は、県総合整備計画により振興拠点地区に関する事項を定めた場合は、振興拠点地区における必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五節 環境保全及び景観形成等に関する施策の推進等

第三十二 施策の推進

- 一 沖縄らしい街並みの形成等による魅力ある風景づくりのため、国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、駐留軍用地跡地において、環境の保全及び良好な景観形成等に関する事項に関する施策を推進するものとする。
- 二 跡地関係市町村長は、総合整備計画に基づき、環境保全及び景観形成等の施策に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を定めるものとする。
- 三 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 環境保全及び景観形成等に関する方針
 - 2 新たな沖縄の振興に関する法律その他法律における景観形成に係る計画の策定に関する事項
 - 3 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 4 沖縄らしい街並み景観に関する事項
 - 5 文化財の復元に関する事項
 - 6 地球温暖化対策に関する事項
 - 7 その他必要な事項

第三十三 行財政上の措置等

国は、沖縄県及び跡地関係市町村が環境の保全や良好な景観形成を促進するため実施する事業に対し、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な行財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第六章 跡地対策協議会（仮称）等

第三十四 跡地対策協議会（仮称）の設置

- 一 跡地利用に係る取組を国、沖縄県及び跡地関係市町村長が連携し、計画的に進めていくため跡地対策協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。
- 二 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 三 協議会においては、個々の跡地の課題に応じて跡地利用計画の策定・具体化の促進に向けた国、沖縄県及び跡地関係市町村間の所用の協議、調整を行い、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するものとする。

第三十五 跡地関係市町村連絡調整会議（仮称）の設置

- 一 協議会の下に、沖縄県、跡地関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡調整会議（仮称）（以下「調整会議」という。）を設置し、跡地利用の促進に関し県と跡地関係市町村との連携を図るとともに、協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関し連絡調整を図る。
- 二 調整会議は、前項の規定に加え、第二十一で定める広域跡地事業実施主体が行う業務に関する協議を行うものとする。

第七章 雜則

第三十六 自衛隊施設用地への準用

アメリカ合衆国から返還後、国において引き続き自衛隊施設用地として使用されている土地が返還される場合においては、第九から十二及び十四から三十五までの規定を準用するものとする。

第三十七 関係法令の改正

国は、この法律に定めるもののほか、この法律で定める施策及び事業等の適正かつ円滑な実施運用を図るため、当該施策及び事業に係る法令についての特例及び改正措置並びに法令運用上の緩和措置等所要の措置を講ずるものとする。

第三十八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二百二号）第十条の規定に基づき定めた市町村総合整備計画は、この法律第十四の規定に基づき定めた市町村総合整備計画とみなす。